

## 静岡県告示第751号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和2年11月13日

静岡県知事 川勝平太

### 1 静岡加入区（静岡区域の中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分）

(1) 届出年月日

令和2年10月26日

(2) 発起人の住所及び氏名

静岡市駿河区石部23-7

斉藤 寿士

静岡市駿河区西島1229-1

西岡 一明

(3) 区域

静岡区域

(4) 区分

中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分

### 2 焼津加入区（焼津区域の中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分）

(1) 届出年月日

令和2年10月26日

(2) 発起人の住所及び氏名

焼津市浜当目2-11-22

原田 眞治

焼津市一色613-1

仁藤 えつ

(3) 区域

焼津区域

(4) 区分

中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分

### 3 吉田加入区（吉田区域の中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分）

(1) 届出年月日

令和2年10月26日

(2) 発起人の住所及び氏名

榛原郡吉田町住吉2099

増田 源七郎

榛原郡吉田町住吉3016

福世 準一

(3) 区域

吉田区域

(4) 区分

中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分

4 坂井平田加入区（坂井平田区域の中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分）

(1) 届出年月日

令和2年10月26日

(2) 発起人の住所及び氏名

牧之原市大江658-12-2

矢部 久男

牧之原市大江658-26-1

矢部 芳孝

(3) 区域

坂井平田区域

(4) 区分

中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分

5 相良加入区（相良区域の中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分）

(1) 届出年月日

令和2年10月26日

(2) 発起人の住所及び氏名

牧之原市相良263-53

大久保 雅則

牧之原市片浜1290-2

水野 敏光

(3) 区域

相良区域

(4) 区分

中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分

6 御前崎加入区（御前崎区域の中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分）

(1) 届出年月日

令和2年10月26日

(2) 発起人の住所及び氏名

御前崎市御前崎378

下村 富茂

御前崎市御前崎31-2

吉村 和也

(3) 区域

御前崎区域

(4) 区分

中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分

7 遠州加入区（遠州区域の中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分）

(1) 届出年月日

令和2年10月26日

(2) 発起人の住所及び氏名

磐田市豊浜45

伊藤 三喜男

磐田市福田中島252-3

大石 光洋

(3) 区域

遠州区域

(4) 区分

中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分

8 御前崎加入区（御前崎区域の小型合併漁業のうち主として樽流しによりキンメ釣を営む漁業区分）

(1) 届出年月日

令和2年10月30日

(2) 発起人の住所及び氏名

御前崎市白羽6302

松井 重典

御前崎市御前崎1859

松井 登

(3) 区域

御前崎区域

(4) 区分

小型合併漁業のうち主として樽流しによりキンメ釣を営む漁業区分